

後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します

令和6年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になった方や転入などで資格を取得した方を含む）で、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし）の方は、7月から納付が始まります。特別徴収（年金からの差し引き）の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいています。が、前年の所得に応じて、10月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっていきます。令和6年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議会において議決されました。

○保険料の計算方法について

令和6年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：80万円) ※1	=	均等割額 被保険者1人あたり 47,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ※2 ×所得割率9.49% ※3
---------------------------------------	---	------------------------------	---	--

※1 つぎの方は、令和6年度に限り激変緩和措置により賦課限度額が73万円になります。

- ①昭和24年3月31日以前に生まれた方
- ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

※2 賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額43万円

※3 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と、世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋29.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋54.5万円×（被保険者数）以下	2割

* 65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

* 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。

《次ページへ続く》